

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農
村整備課)

土地改良事業計画の変更の認可(〃)

旧慣使用林野整備計画の認可(林務課)

◇ 告 告 齒科衛生士試験の実施(医務課)

齒科技工士試験の実施(〃)

告 示

鳥取県告示第四十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第
三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年十二月に収去

した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										備考			
				粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性塩基性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	消化率 (%)	D C C P (%)		T D N (%)	M E (cal/kg)	その他 の検査
倉敷市 中部飼料株式会社 社岡山工場	鳥取市秋里403 — 1 株式会社イネキ	①マル中印乳期子豚育成用配合飼料 ニエックリープⅢ マル中印乳用牛飼育用配合飼料 αP-12	61.11	18.0	6.2	2.8	4.8	0.89	0.70								
		②マル中印肉乳牛用基礎飼料 α-7 マル中印種豚飼育用配合飼料 ミルバロー ノーサン印種豚飼育用配合飼料 ハイカロ種豚	61.11	16.5	3.6	7.0	6.2	0.89	0.47								
神戸市 日本農工株式会社 神戸工場	鳥取市湯所町2 丁目143 倉谷魚粉製造所	60.0%魚粉	61.12	63.3	4.0	16.1	5.12	2.94									
		①くみあい標準配合飼料 乳牛スペンシャル	61.11	17.0	3.2	4.6	5.9	1.09	0.64								
神戸市 みあい飼料株式会社 本社工場	鳥取市五反田町3 鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取支所	②くみあい標準配合飼料 キングビーフトップ前期	61.11	14.3	3.6	4.5	6.3	1.06	0.70								
		くみあい標準配合飼料 パワニチツク前期	61.11	21.6	4.1	2.9	5.5	1.07	0.67								
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	鳥取支所	くみあい標準配合飼料 パワニチツク中期	61.11	18.5	3.3	3.5	6.0	1.08	0.75								
		脱脂大豆	61.11	44.8	0.8	4.9	5.6	0.24	0.63								
玉野市 加藤製油株式会社 社岡山工場	鳥取市上味野52 — 7 戸田商店倉庫	①カネニ印中う用配合飼料 中難用	61.11	16.5	3.7	3.3	5.2	1.11	0.69								
		②カネニ印大う用配合飼料 大難用	61.11	15.4	3.7	3.1	6.0	1.32	0.75								
玉野市 中国飼料合資会社	鳥取市上味野52 — 7 戸田商店倉庫	①カネニ印中う用配合飼料 中難用	61.11	16.5	3.7	3.3	5.2	1.11	0.69								
		②カネニ印大う用配合飼料 大難用	61.11	15.4	3.7	3.1	6.0	1.32	0.75								

粗たんぱく質0.5%不足

神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場	鳥取市古海699 株式会社ケンパ ン	フルニ印配合飼料 コロライド	61.11	17.3	5.1	2.5	5.0	0.88	0.63											
玉野市 中国飼料合資会 社	東伯郡泊村石脇 800-14	カネニ印混合飼料 二種混合	61.11	8.6	3.6	1.8	1.3	0.03	0.26											
神戸市 日清製粉株式会社 社神戸飼料工場	中村産業株式会社 社中部支店	日清印子生用人工乳 ニューカーフスターター	61.11	18.5	3.7	3.7	5.3	0.72	0.58											
		日清印肉生用配合飼料 ニューホルビー	61.11	11.1	3.8	4.0	5.7	1.04	0.48											
		日清印肉生用配合飼料 肉牛マックス	61.11	12.4	3.5	3.9	5.5	1.05	0.47											

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第四十八号

財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業に係る東伯地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業園地区は場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十二年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 田 次

鳥取県告示第五十号

智頭町長から申請のあつた坂原地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和六十二年一月二十七日認可したので、同條第四項の規定により告示する。

昭和六十二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 田 次

公 告

歯科衛生士法（昭和53年法律第204号）第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和62年1月30日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 試験期日

学説試験 昭和62年3月20日（金）午前9時から
実地試験 昭和62年3月21日（土）午前10時から

2 試験場所

学説試験 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
実地試験 鳥取市吉方温泉三丁目751 鳥取県立歯科衛生専門学校

3 試験科目

学説試験 解剖生理、病理細菌、薬理、栄養、衛生及び口腔衛生、齒科臨床概論及び歯科診療補助並びに衛生行政
実地試験 齒科予防実技及び歯科診療補助実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
- (2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
- (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験願書の受付期間

昭和62年2月16日（月）から同月21日（土）まで（郵送の場合は、昭和62年2月21日（土）までの消印があるものは、有効とする。）

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

7 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式によること。）
- (2) 履歴書（所定の様式によること。）

(3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書(昭和62年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和62年3月25日(水)までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を受けたことを証する書類

(4) 写真

出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影した手札形合紙付きのものとし、その裏面に(シエ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

8 試験手数料及び納入方法

(1) 試験手数料 11,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

(1) 昭和62年3月28日(土)午前10時に鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)に問い合わせること。

歯科技工法(昭和30年法律第168号)第12条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和62年1月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日 学説試験 昭和62年3月9日(月)午前9時から
実地試験 昭和62年3月8日(日)午前9時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

学説試験 歯^ナ牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、
小児歯科技工学、歯科鑄造学、歯科理工学及び関係法規

実地試験 歯科技工実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

(2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者

<p>と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの</p> <p>5 受験願書の受付期間 昭和62年2月16日(月)から同月21日(土)まで(郵送の場合は、昭和62年2月21日(土)までの消印があるものは、有効とする。)</p> <p>6 受験願書の提出先 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課</p> <p>7 提出書類 (1) 受験願書(所定の様式によること。) (2) 履歴書(所定の様式によること。) (3) 受験資格を証する書類 ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書(昭和62年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和62年3月16日(月)までに卒業証明書を提出すること。) イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができることを証する書類 ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類</p> <p>(4) 写真 出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影した手札形台紙付きのものとし、その裏面に(シキ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。</p> <p>8 試験手数料及び納入方法 (1) 試験手数料 16,000円</p>	<p>(2) 納入方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。</p> <p>9 合格者の発表等 (1) 昭和62年3月19日(木)正午に鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して公表する。 (2) 合格者には、合格証書を交付する。</p> <p>10 その他 (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。 (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)に問い合わせること。</p>
---	---